



# 長野県報

2月6日(月)  
平成29年  
(2017年)  
第2847号

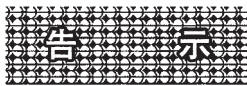
## 目次

### 告示

総合特別区域法に基づく指定法人の指定（産業立地・経営支援課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1
公共測量の実施（建設政策課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	1

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働課）	2
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可（農村振興課）	2



### 長野県告示第37号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定による指定法人の指定を次のとおり行いました。

平成29年2月6日

長野県知事 阿部守一

名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
株式会社南信精機製作所	上伊那郡飯島町七久保815番地	平成29年1月19日	平成30年3月31日
シキボウ株式会社	大阪府大阪市中央区備後町三丁目2番6号	平成29年1月24日	平成30年3月31日

産業立地・経営支援課

### 長野県告示第38号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年2月6日

長野県知事 阿部守一

- 解除に係る保安林の所在場所  
北安曇郡白馬村大字北城字夏出15272の6、15272の7、15272の8、字横道中15847の13、字上河原15848の2（以上5筆国有林。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

森林づくり推進課

### 長野県告示第39号

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年2月6日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
復旧測量（基準点測量）  
復旧測量（水準測量）  
基準点測量
- 作業期間  
平成28年9月15日から平成29年2月28日まで
- 作業地域  
松本市、塩尻市

建設政策課

### 長野県飯田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年2月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年2月6日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 松川インター大鹿線  
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡中川村大草6884番の173地先から 上伊那郡中川村大草7282番の76地先まで	旧	5.0~16.3 m	2.9334 km
同 上	新	5.0~16.3	2.9334
		7.5~16.0	2.6336

道路管理課



### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年2月6日

長野県知事 阿部 守一

- 申請のあった年月日  
平成29年1月24日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ふおらむ集団999
- 代表者の氏名  
丸山 憲司
- 主たる事務所の所在地  
(変更前)  
長野市北条町24-4  
(変更後)

### 公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成29年2月6日

長野県知事 阿部 守一

- 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
坂口肇	北佐久郡御代田町大字御代田2531-41	北佐久郡御代田町大字塩野字大沼147-13
清水元志呂	諏訪郡原村5500	諏訪郡原村字恩前7068

須坂市大字須坂1508番地8

- 定款に記載された目的  
(変更前)

この法人は、信州岩波講座等の生涯学習活動推進と普及、その他講演会活動・編集出版活動等を行い、活字文化の活性化と市民の文化的日常の向上に貢献することを目的とする。

(変更後)

この法人は、信州岩波講座等の生涯学習活動推進と普及及びその他講演会活動・編集出版活動等を行い、活字文化の活性化と市民の文化的日常の向上に貢献することを目的とする。

県民協働課

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年2月6日

長野県知事 阿部 守一

- 申請のあった年月日  
平成29年1月27日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人生活支援舎
- 代表者の氏名  
山岸 暢男
- 主たる事務所の所在地  
安曇野市豊科高家4172番地1
- 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及びその家族が、地域の人々と助け合いながら、住みなれた場所で安心かつ充実した生活を続けられるように、住民参加で生活支援のための様々な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

県民協働課